

第4次男女共同参画行動計画（素案）に関する市民懇談会

平成24年11月25日（日）

午後2時30分～午後4時

場所：前原暫定集会施設A会議室

次 第

- 1 開会挨拶・趣旨説明
- 2 出席者紹介・挨拶
- 3 計画（素案）説明
- 4 質疑応答
- 5 今後の計画策定に関する予定の説明
- 6 閉会挨拶

（配布資料）

- ・市民懇談会次第
- ・計画（素案）説明資料（パワーポイント資料）

（パブリックコメント資料）

- ・パブリックコメント説明資料（計画（素案）概要について）
- ・小金井市第4次男女共同参画行動計画（素案）
- ・パブリックコメント実施要項（裏面：パブリックコメント記入用紙）

小金井市
第4次男女共同参画行動計画
(素案)

男女平等推進審議会

計画策定の趣旨(1)

◆男女共同参画社会とは、

日本国憲法の男女平等の理念に基づき、すべての個人が自らの個性と能力を十分に発揮しながら、互いの人権を尊重し、自分らしく生きられる社会を指し、より豊かで活力ある社会を築くために必要不可欠なものです。

計画策定の趣旨(2)

◆小金井市では、

男女共同参画社会の実現に向け、以下のように男女が対等な立場で活躍できる場を広げてきました。

昭和 59 年

「婦人行動計画」を策定

平成 6 年

「第 2 次行動計画 ともに生きる小金井市行動計画」を策定

平成 8 年

「男女平等都市宣言」を他の自治体に先駆けて行う

平成 15 年

「小金井市男女平等基本条例」を制定

平成 15 年

「第 3 次行動計画 個性が輝く小金井男女平等プラン」を策定

計画策定の趣旨(3)

- ◆ 国等の流れを踏まえ、男女共同参画を取り巻く社会情勢やさまざまな問題に対応するとともに、小金井市がこれまで取り組んできた施策を引き継ぎ、さらに推進・発展させるための指針として、「小金井市第4次男女共同参画行動計画」を策定します。

計画の位置づけ

- ◆「小金井市男女平等基本条例」第10条第1項に基づく計画
- ◆「第4次基本構想・前期基本計画（小金井しあわせプラン）」における施策の大綱の一つ「豊かな人間性と次世代の夢を育むまち（文化と教育）」の個別計画として策定

計画の性格

- ◆ 小金井市におけるこれまでの取組を引き継ぎ、発展させ、あらゆる分野で男女共同参画を推進していくための計画として、小金井市が行う施策の基本的な方向や具体的な内容を体系化し明らかにしたもの
- ◆ 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定する計画
- ◆ 本計画の基本目標Ⅲの1～3は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に基づく市町村基本計画とし、平成22年に策定した「小金井市配偶者暴力対策基本計画」を引き継ぐもの

計画の期間

◆平成25年度から平成28年度までの4年間の計画

23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
第3次行動計画		第4次男女共同参画行動計画							
配偶者暴力対策基本計画		第4次男女共同参画行動計画							
第4次小金井市基本構想									
前期基本計画					後期基本計画				
【国】第3次男女共同参画基本計画									
	【都】男女平等参画のための東京都行動計画								

基本理念

人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする
男女共同参画の実現をめざして

基本目標

◆基本目標Ⅰ

互いに認めあい、
男女平等意識を備えた
ひとを育む

ひと

◆基本目標Ⅱ

ワーク・ライフ・バランスの
実現した
暮らしをめざす

暮らし

◆基本目標Ⅲ

人権を侵害する
暴力を許さない社会づくりで
安心を守る

安心

◆基本目標Ⅳ

男女共同参画を
総合的に推進する
仕組みをつくる

仕組み

基本目標 I

互いに認めあい、男女平等意識を備えたひとを育む

- ◆ 互いを尊重し、一人ひとりが個性や能力を
発揮できるように、生涯を通じた男女平等意
識の醸成と男女共同参画への学びを支援
します。

基本目標 I

互いに認めあい、男女平等意識を備えたひとを育む

1 人権・男女平等意識の普及・浸透

(1) 人権・男女平等の意識改革の推進

⇒ 人権・男女平等に関する広報・啓発活動の推進／
人権・男女平等に関する講演会等の開催

(2) 男女共同参画の基盤となる人権の尊重

⇒ 人権尊重に向けた啓発・相談支援等の推進／
多文化共生のまちづくり

基本目標 I

互いに認めあい、男女平等意識を備えたひとを育む

2 男女共同参画を推進する教育・学習の推進

(1) 教育の場における男女平等教育の推進

⇒ 幼少期や学校教育における男女平等教育・学習の推進

(2) 生涯を通じた男女平等教育の推進

⇒ 家庭における教育・学習の推進／
地域・社会における教育・学習の推進

基本目標Ⅱ

ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

- ◆男女がともに健やかに暮らしながら、仕事、家庭生活、地域活動等にバランスよく参画するなど、自分らしい生き方に対して主体的な選択を可能にする生活環境をつくりま
す。

基本目標Ⅱ

ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

1 男女がともに能力を発揮できる就業環境づくり

(1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に向けた環境づくり

⇒誰もが働きやすい職場づくりの促進

(2) 働く場における男女平等の推進

⇒雇用の場における男女共同参画

(3) 女性の就労に関する支援

⇒女性の職業能力・意識の向上／農業・自営業等における男女共同参画の推進

2 家庭生活との両立支援

(1) 育児や介護等への支援体制の整備

⇒地域での子育て支援体制の充実／高齢者・障がい者等への社会的支援の充実

(2) 各家庭の状況等に応じた支援

⇒支援が必要な家庭への各種サポート

基本目標Ⅱ

ワーク・ライフ・バランスの実現した暮らしをめざす

3 男女がともに参画する地域づくりや市民活動の促進

(1) 地域づくり活動における男女共同参画の推進

⇒ 地域活動団体等の活動促進 / 女性リーダーの育成促進

4 生涯を通じた男女の心身の健康支援

(1) 女性のライフステージに応じた健康づくり

⇒ 母子保健事業等の推進

(2) 性差や年代に応じた健康づくり

⇒ 健康づくりの推進 / 健康と性に関する学習・啓発の充実

(3) 自立した生活への支援

⇒ 各種相談支援の実施

基本目標Ⅲ

人権を侵害する暴力を許さない社会づくりで安心を守る

- ◆ DVの未然防止と被害者の保護・自立に向けた支援の一体的な推進を図るとともに、ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等を含めた男女共同参画社会の実現を阻む暴力を根絶するための取組に努めます。

基本目標Ⅲ

人権を侵害する暴力を許さない社会づくりで安心を守る

1 暴力の未然防止の意識づくり

(1) DVの防止に向けた情報提供や啓発、早期発見

⇒ 広報及び啓発活動の推進／早期発見のための連携体制強化

(2) 若い世代への啓発・教育の推進

⇒ 若年層に対する予防啓発

2 被害者支援の充実

(1) 安全確保と自立支援の実施

⇒ 緊急一時的な保護・支援の実施／自立支援体制の確立

基本目標Ⅲ

人権を侵害する暴力を許さない社会づくりで安心を守る

3 相談・連携体制の整備・充実

(1) 相談体制の整備・強化

⇒ 相談機能の強化

(2) 連携体制の充実

⇒ 庁内関係部署との連携／地域連携の推進

4 ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への適切な対応と対策

(1) ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への対策の推進

⇒ ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等の防止対策・支援等の充実

基本目標Ⅳ

男女共同参画を総合的に推進する仕組みをつくる

- ◆ 市民と行政が強力なパートナーシップのもと、それぞれの立場で男女共同参画を理解し、責任を共有することで、総合的・計画的に男女共同参画を推進します。

基本目標Ⅳ

男女共同参画を総合的に推進する仕組みをつくる

1 政策・方針決定過程への男女の参画

(1) 政策・方針決定過程への参画の拡大

⇒ 男女の市政参画の促進／

地域における女性のエンパワーメントの拡大

2 市民参加・協働による男女共同参画の推進

(1) 市民参加の推進

⇒ 市民や地域団体との協働／参画を促す環境づくり

基本目標Ⅳ

男女共同参画を総合的に推進する仕組みをつくる

3 庁内の推進体制の充実・強化

(1) 庁内の男女平等の推進

⇒ 市職員や教職員の男女平等に向けた環境整備

(2) 計画の推進体制の強化

⇒ 計画推進体制の整備